

入札参加資格申請説明書

1 入札参加資格

次に掲げる要件の全てに該当しなければなりません。

- (1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者であること。
- (2) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステムの国内規格の認証を取得していること、または、プライバシーマークを取得していること。
- (4) 未収金回収業務に関して、過去2年間の間に地方公共団体、国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又は国の関連団体、もしくは、民間の金融機関と複数回の契約を履行した実績を有していること。
- (5) 従業員が5名以上であること。
- (6) 業務の一部又は全部の遂行が困難となった場合に備え、代行による体制を整備していること。
- (7) 暴力団関係事業者等であることにより、沖縄県が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (8) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

2 入札に参加することができない者

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合があります。

- (1) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者であること。
- (2) 沖縄県内に本店、支店又は営業所等を有していないこと。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステムの国内規格の認証を取得していないこと、または、プライバシーマークを取得していないこと。
- (4) 未収金回収業務に関して、過去2年間の間に地方公共団体、国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又は国の関連団体、もしくは、民間の金融機関と複数回の契約を履行した実績を有していないこと。
- (5) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しないこと及び破産者で復権を得ていないこと。
- (6) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる場合で、その事実があった後2年間の期間が経過していないこと。
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ⑥ この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用したとき。

3 入札参加資格の確認等

(1) 申請方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により3-(2)に掲げる場所に提出してください。

- ①一般競争入札参加資格申込書（第1号様式） 1部
- ②過去2年間の実績を証明する契約書（写し）等

(2) 申請書等の提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐四丁目2番16号

電話番号 098-942-9213

ホームページ <http://www.oihf.or.jp/>

(3) 申請書等の入手方法

上記3-(2)と同じ場所で直接入手、もしくは、当財団ホームページよりダウンロードの上、入手してください。

(4) 申請書等の受付期間

この案内の日から平成29年11月30日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、書留郵便にて最終提出締切日 平成29年11月30日(木) 午後5時までに必着

(5) 一般競争入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書(第2号様式)により郵送にて申請者あて通知します。なお、確認結果については、落札者が決定するまで公表しません。

(6) その他

①申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

②公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団は、申請書等を公表又は無断で他の用途への使用はしません。